

明石の史跡（94）稲爪神社の湯立



元禄6年（1693）の正月は、京都を中心に、大風雨・地震に見舞われた（遠藤元男著『近世生活史年表』）。夏を迎えた当明石地方は、日照りになやまされる。それが証拠は、5月24日に、垂水の日向大明神で雨乞いがおこなわれた。仲秋の7月24日には、岩屋大明神・稲爪大明神において、雨乞いが同時に実施されたことは、深刻な旱魃の被害が予想されたことにほかならない（『累年覚書集要』16頁。以下に出典を明記しない場合は同書による）。

その効果はというと、大蔵谷稲爪神社の場合、元禄8年（1695）から同12年（1699）まで、正月の9日に行われているところからも、成果のほどがうかがえよう。さらに元禄15年（1702）には、「嘉例之通」とあって、稲爪大明神の湯立は、年頭の重要な行事に位置づけられている（同書31頁）。

雨乞いは、「湯立」という神事を媒介とするものである。その湯立なるものは、「神前で大きな釜に湯を沸かし、巫女が神がかりとなって笹の葉をその湯にひたしてまくのをいう」もので（国史大辞典14. 308頁）、これは中世社会での神意における裁判方式の一種、とされる「湯起請」（ゆぎしょう）の最初の段階である、釜の湯を沸騰させる儀式であった。「湯起請」とは、訴訟当事者が、熱湯の入った釜の中の石を素手で取り（実際には、取手なるものが存在する）、手の損傷の有無によって真偽を判断する（同書295頁）。

近世に確認できる稲爪神社の湯立は、おそらく中世以来のものであったろう。大蔵谷は山陽道の宿場町として、賑わいをみせた。各種の方言がとびかい、風俗・習慣の違いがトラブルになる。ほとんどは民事（みんじ＝私法によって律せられる私人の間の生活関係に関する事柄＝日本語表現辞典）にかかわるものであったろう。稲爪神社の神判は不可欠なものと推測する。

幕藩体制下では、司法権は藩の手中にあり、「湯起請」のなかの「湯立」という部分のみが、神事として継承されたのであろう。



湯立神事

日本歴史学会会員

茨木 一成